

私立専修学校教育振興費補助金交付要綱

昭和 59 年 10 月 23 日

59 総 学 一 第 326 号

総 務 局 長 決 定

第1 目 的

この要綱は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 232 条の 2 の規定に基づく私立専修学校の運営費に対する補助金(以下「補助金」という。)の交付について、必要な事項を定めるものとする。

第2 趣 旨

補助金は、教育需要の多様化に伴い、専門的な職業教育の場としての役割の重要性を高めている私立専修学校に対して、その運営費の一部を補助することにより、私立専修学校の教育条件の維持向上及び生徒に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに、経営の安定性及び健全性を高め、もって私立専修学校の振興発展を図るために交付するものである。

第3 補助対象

1 この補助の対象は、補助金交付年度(以下「交付年度」という。)の5月1日現在生徒が在籍する私立専修学校(保健師助産師看護師法(昭和 23 年法律第 203 号)の規定に基づき指定を受けた学校を除く。)の高等課程(以下「専修学校(高等課程)」という。)を設置する者(以下「設置者」という。)及び別途実施細目に定める者とする。ただし、交付年度の5月1日現在において、修業年限が1年6か月の生徒のみの専修学校(高等課程)にあつては、交付年度の末日まで生徒が在籍する見込みの専修学校(高等課程)を設置する者とする。

2 暴力団員等(東京都暴力団排除条例(平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。)第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。)及び次に掲げる団体は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

(1) 暴力団(暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。)

(2) 法人その他の団体の代表者、役員並びに評議員及び教職員等又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

第4 補助対象経費

この補助の対象となる経費は、専修学校(高等課程)に係る経費のうち次に掲げるものとする。ただし、国又は地方公共団体等の他の補助金の対象となる補助事業に要する経費は、対象と

しない。

- (1) 教職員人件費(教員人件費及び職員人件費をいう。)
- (2) 教育研究関係経費(消耗品費、光熱水費、印刷製本費、出版物費及び修繕費と生徒の教育又は教員等が行う研究に直接必要な備品及び図書に要する経費とをいう。)

第5 補助金の使途の指定

補助金交付額の5分の1以上の額を第4 (2)の経費に充てるものとする。

第6 補助金の額の算定

- 1 補助金総額は、予算の範囲内とする。
- 2 補助金は、一般補助及び特別補助とし、次に定めるところにより学校別に算定する。

(1) 一般補助

一般補助は、学校割及び生徒割とし、次のア及びイの方法により算定する。

ア 学校割

学校割は、次の方法により算定した学校割単価に申請した学校法人立と申請した学校法人立以外の学校数を各々乗じた額とする。学校割の総額は、本事業の予算額の2割相当額とする。

学校割単価

学校割単価は、学校法人立の学校と学校法人立以外の学校とに分けて額を定め、学校法人立以外の学校割単価は、学校法人立の学校割単価の3分の1相当額とする。

イ 生徒割

生徒割は、次の(ア)の方法により算定した生徒割単価に交付年度の5月1日現在の実生徒数(修業年限が1年6か月の生徒にあつては、入学後の最初の5月1日が属する年度のみを補助対象とする。)を乗じた額とし、その額に次の(イ)の方法により算定した評価係数を乗じた額とする。生徒割の総額は、本事業の予算額から学校割の総額と特別補助の総額を減じた額とする。

(ア) 生徒割単価

生徒割単価は、学校法人立の学校と学校法人立以外の学校とに分けて額を定め、学校法人立以外の生徒割単価は、学校法人立の生徒割単価の3分の1相当額とする。

(イ) 評価係数

評価係数は、次の表に掲げる評価項目について各学校を評価し、その際付した評価点の合計を1から減じ算出する。ただし、評価点は小数点第4位を切り捨てた値とし、その合計値の上限は0.3とする。

評価項目		評価方法	評価点	評価係数
父母負担	授業料	前年度に対する値上率を評価点とし、0.1を上限とする。	0～0.100	1-評価点の合計値
	初年度納付額	前年度に対する値上率を評価点とし、0.1を上限とする。	0～0.100	
教育条件	学則定員に対する実員の割合	学則定員を超える率を評価点とし、0.3を上限とする。	0～0.300	

(2) 特別補助

特別補助は、授業料減免制度補助とし、家計状況、家計状況の急変の理由により授業料の全部若しくは一部を減免する制度又は授業料に相当する額の全部若しくは一部を支給する制度を有し、かつ次の要件を備えている場合において、交付年度の前年度に授業料を減免したときは、別に定める取扱要領(以下「取扱要領」という。)で定める額を合算する方法により補助する。

ア 当該制度についての根拠規程を有していること。

イ 当該制度について、生徒及びその保護者等に対し、文書等(入学案内、募集要綱等)により周知していること。

3 補助対象経費に対して国等から補助があった場合の補助金の額は、補助対象経費から国等の補助金額を減じた額を限度とする。

第6の2 補助金の交付の時期

補助金は、当該年度の12月31日までに交付するものとする。ただし、特に知事が認める場合はこの限りでない。

第7 補助金の減額等

1 設置者又は専修学校(高等課程)が次の(1)から(11)までのいずれかに該当する場合は、その状況に応じ、学校別交付額を5割の範囲内で減額して交付することができる。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)、私立学校法(昭和24年法律第270号)等の規定に違反したとき。

(2) 私立学校法第61条の規定に基づく収益事業の停止命令等に違反したとき。

- (3) 私立学校法により認可された寄附行為に違反したとき。
 - (4) 東京都からの借入金の償還(利息及び延滞金の支払を含む。)又は公租公課の納付を特別な理由がなく1年以上怠っているとき。
 - (5) 破産手続開始の決定を受け、若しくは負債総額が資産総額を上回り、又は銀行取引停止処分を受ける等財政状況が極度に窮迫しているとき。
 - (6) 学校法人の運営上著しく適正を欠く収入若しくは支出又は財産の運用があるとき。
 - (7) 教職員の争議行為等により教育、研究その他の学校運営が著しく阻害され、その期間が長期に及ぶとき。
 - (8) 役員と教職員との間若しくはこれらの者の相互間又は学校法人と近隣住民との間において、訴訟係属中である場合又はその他の紛争がある場合で、学校法人の運営の適切な執行を期し難いとき。
 - (9) 会計処理が不適正である場合又は理事会の決議に違反する等業務執行が著しく適正を欠いているとき。
 - (10) 補助金の交付申請書等に不実の記載をしたとき。
 - (11) 補助金の交付の目的又は決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき。
- 2 設置者又は専修学校(高等課程)が、1(1)から(11)までのいずれかに該当する場合において、その状況が著しく補助金交付の目的を有効かつ適正に達成することができないと認められるときは、補助金を交付しないことができる。
- 3 1及び2の規定を適用する場合には、私立学校経常費補助金交付に係る減額基準(平成13年3月1日付12総学一第991号)を準用するものとする。

第8 交付の申請

この補助金の交付を受けようとする設置者は、交付申請書(別記第1号様式)及びその他別に定める書類を知事に提出しなければならない。

第9 交付の決定及び通知

- 1 第8の申請書の提出があった場合は、知事は、その内容を審査し、補助の目的に適合すると認めたときは、交付の決定を行うとともに、当該設置者に対してその結果を通知するものとする。
- 2 知事が認めた場合には、補助を受けようとする者が、第3 2に規定する暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する。

第10 交付の条件

この補助金の交付の決定に当たっては、補助金交付の目的を達成するため、次に掲げる条

件を付するものとする。

- (1) この補助金は、第4に定める経費に使用するものとし、この目的以外に使用し、又は交付決定の内容若しくは取扱要領に定められた執行方法に反して使用してはならない。
- (2) 補助対象経費の支出(以下「補助事業」という。)は、第 11 に規定する実施期間中に完了しなければならない。この期間中に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由その他必要な事項を文書により知事に報告し、その処理について指示を受けなければならない。
- (3) 補助金を受けて補助事業を行う設置者(以下「補助事業者」という。)は、次のアからウまでのいずれかに該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、アに掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。
 - ア 補助対象経費の区分を変更しようとするとき。
 - イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
 - ウ 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (4) 知事が職員をして、補助事業についての関係書類及び物件を調査させた場合又は補助事業の遂行状況その他必要な事項について報告を命じた場合は、補助事業者は、これに応じなければならない。
- (5) 知事は、(4)による調査又は報告により、補助事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、これに従って遂行すべきことを命ずるものとする。
- (6) 補助事業者が(5)の命令に違反したときは、知事は、この補助事業の遂行について一時停止を命ずることがあり、この場合においては、補助事業者は、指定する期日までに交付決定の内容又はこれに付した条件に適合させるための措置を採らなければならない。
- (7) 補助事業者は、学校法人会計基準(昭和 46 年文部省令第 18 号。以下「学校会計基準」という。)に基づく貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を交付年度の翌年度の6月末日までに知事に提出するものとする。この場合において、補助金の交付額が一千万円以上の補助事業者が提出する書類には、学校会計基準の定めるところに従って会計処理が行われ、財務計算に関する書類が作成されていることを監査した公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付しなければならない。
- (8) 補助事業者は、第8又は第 12 の規定により提出した書類の内容に錯誤があることが判明した場合は、速やかにその内容について文書により知事に報告しなければならない。
- (9) 上記のほか、知事が特に必要と認める場合は、条件を付することができる。

第 11 補助事業の実施期間

補助事業は、交付年度の4月1日から翌年3月31日までに完了しなければならない。

第 12 実績報告

補助事業者は、補助金に係る事業の実績報告書(別記第2号様式)を交付年度の翌年度の5月末日までに知事に提出しなければならない。

第 13 関係書類の整備

補助事業者は、補助事業についての収入及び支出の状況を明確にするため、経理状況を記載した帳簿を備え、補助事業に関する他の書類とともに交付年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

第 14 設備の管理

補助事業により取得した設備は、当該設置者の定める管理規程に基づき、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

第 15 補助金の額の確定

知事は、第 12 による実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査により、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

第 16 是正のための措置

知事は、第 15 による審査又は調査により補助事業の成果が補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱に定める事項に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置を命ずることができる。

第 17 決定の取消し

1 知事は、この補助金の交付の決定を受けた補助事業者が、次の各号の一に該当した場合は補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第7 1(1)から(11)までのいずれかに該当するとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (5) 本要綱に基づく知事の処分又は指示に違反したとき。
- (6) 第8又は第 12 の規定により提出した書類に、不実の記載があったとき。
- (7) 補助事業者(法人その他の団体にあっては、代表者、役員並びに評議員及び教職員等又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。)が、暴力団員等に該当するに

至ったとき。

(8) 第10(8)に規定する報告を受けたとき。

(9) その他やむを得ないと認められる特別な事情が生じたとき。

- 2 前項の規定は、第15の規定による補助金の額の確定があつた後においても適用することができるものとする。

第18 補助金の返還等

- 1 第17 1の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助事業者に補助金が交付されているときは、補助事業者は、当該取消額を指定する期日までに返還しなければならない。
- 2 第15の規定により補助金の額の確定を行つた場合において、補助金の確定額を超えて補助金が交付されているときは、補助事業者は、当該超過額を指定する期日までに返還しなければならない。
- 3 第17 1の(1)から(7)までの規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消額の返還を命じたときは、補助事業者は、補助金受領の日から納付の日までの日数に応じ、返還を命じた額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。
- 4 1及び2の規定により補助金の返還を命じた場合において、補助事業者が、これを指定する期日までに納付しなかったときは、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。
- 5 知事は、補助事業者に対し補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、補助事業者に対して、交付すべき他の補助金があるときは、当該未納の補助金等の額の限度において、その交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺することができる。

第19 申請の撤回

補助金の交付の決定に際しては、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に異議があるときは、通知受領の日から14日以内に申請の撤回をすることができる旨を通知するものとする。

第20 その他

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付については、東京都私立学校教育助成条例、

東京都私立学校教育助成条例施行規則及び東京都補助金等交付規則の定めるところによる。

附 則

- 1 この要綱は、昭和59年10月23日から施行する。
- 2 この要綱は、昭和59年度分の補助金から適用する。ただし、第6の(2)のイの表の、父母負担の項及び第6の(3)のアの規定は、昭和60年度分の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、昭和60年6月14日から施行する。
- 2 この要綱は、昭和60年度分の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、昭和61年7月16日から施行する。
- 2 この要綱は、昭和61年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成元年7月1日から施行し、この要綱による改正後の私立専修学校教育振興費補助金交付要綱は、平成元年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成2年8月1日から施行し、この要綱による改正後の私立専修学校教育振興費補助金交付要綱は、平成2年度の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成6年8月25日から施行し、この要綱による改正後の私立専修学校教育振興費補助金交付要綱は、平成6年度の補助金から適用する。
- 2 第10の(7)の改正規定は、当分の間、学校法人以外の補助事業者で補助金交付額が千万円未満のものには適用しない。

附 則

この要綱は、平成8年10月9日から施行し、この要綱による改正後の私立専修学校教育振興費補助金交付要綱は、平成8年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年11月1日から施行し、この要綱による改正後の私立専修学校教育振興費補助金交付要綱は、平成11年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 11 月 15 日から施行し、この要綱による改正後の私立専修学校教振興費補助金交付要綱は、平成 12 年度の補助金から適用する。

附 則(14 生文私振第584号)

この要綱は、平成 14 年 11 月 5 日から施行し、この要綱による改正後の私立専修学校教振興費補助金交付要綱は、平成 14 年度の補助金から適用する。

附 則(15 生文私振第599号)

この要綱は、平成 15 年 11 月 19 日から施行し、この要綱による改正後の私立専修学校教振興費補助金交付要綱は、平成 15 年度の補助金から適用する。

附 則(16 生文私振第616号)

この要綱は、平成 16 年 10 月 8 日から施行し、この要綱による改正後の私立専修学校教振興費補助金交付要綱は、平成 16 年度の補助金から適用する。

附 則(17 生文私振第705号)

この要綱は、平成 17 年 10 月 4 日から施行し、この要綱による改正後の私立専修学校教振興費補助金交付要綱は、平成 17 年度の補助金から適用する。

附 則(25 生私振第686号)

この要綱は、平成 25 年 8 月 28 日から施行し、この要綱による改正後の私立専修学校教振興費補助金交付要綱は、平成 25 年度の補助金から適用する。

附 則(26 生私振第394号)

この要綱は、平成 26 年 6 月 3 日から施行し、この要綱による改正後の私立専修学校教振興費補助金交付要綱は、平成 26 年度の補助金から適用する。

附 則(3生私振第155号)

この要綱は、令和3年9月22日から施行し、この要綱による改正後の私立専修学校教振興費補助金交付要綱は、令和3年度の補助金から適用する。